

防人育第4314号
総行住第30号
令和7年3月7日

(各都道府県知事) 殿

防衛省人事教育局長
総務省自治行政局長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

自衛官等の募集については、平素よりご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月20日、自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議において「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられ、別紙のとおり、「防衛力の中核となる自衛官の確保の重要性に対する地方公共団体の理解を促進し、連携を強化していく」こととされました。また、自衛隊に対する市区町村による募集対象者情報の提供については、「募集対象者情報を有するすべての市区町村から電子データ又は紙媒体の提供が得られることを目指す」こととされました。

一層厳しさを増す安全保障環境の中、我が国の平和と独立を守るためには防衛力の中核をなす自衛官の人材確保は重要かつ喫緊の課題です。また、自衛隊が大規模災害において人命救助、応急復旧、生活支援などを効果的に行うためにも、自衛官の人材確保は不可欠です。

募集対象者が年々減少し、自衛官等の募集環境がますます厳しくなっている中、市区町村から提供いただく募集対象者情報は、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうための資料の送付に活用させていただいております。

この募集対象者情報の提供に関し、「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。)を用いることについては、現行でも可能であることを、別添「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(防人育第1450号総行往第12号。令和3年2月5日)」のとおり令和3年2月に通知しているところです。

本通知は、貴都道府県内の市区町村へも通知しておりますが、自衛官確保の重要性について地方公共団体の更なる理解促進を図るため、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

以上

添付書類：別紙

防人育第1450号総行往第12号(令和3年2月5日)

自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（抄）

I 具体的な方策

4 その他

(1) 募集に関する地方公共団体との連携

平成25年には、自衛隊に対して募集対象者情報を電子データ又は紙媒体で提供していた市区町村はおおよそ全体の三分の一であったところ、年々割合は増加し、令和5年度にはおおよそ三分の二となっている。防衛省としては、総務省と連携し、募集対象者情報を有するすべての市区町村から電子データ又は紙媒体の提供が得られることを目指すとともに、防衛力の中核となる自衛官の確保の重要性に対する地方公共団体の理解を促進し、連携を強化していく。

防人育第1450号
総行住第12号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。）を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和2年12月18日）
閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（6）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：防衛省）

【防衛省】

（1）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省）